

特別養護老人ホームアミーガはまゆり 利用者負担額一覧表
(令和5年4月改定)

●利用料金(ユニット型老人福祉施設)

単位:円

要介護度	介護報酬単位										居住費 食費
	施設 サービス費	加算/日					加算/月			合計/日	
		個別機能訓練	日常生活継続支援	看護体制	夜勤職員配置	栄養マネジメント強化	科学的介護推進体制	排せつ支援	褥瘡マネジメント		
要介護 1	652		46	4	18		40	10	13	813	2930円 1,445円
要介護 2	720		46	4	18		40	10	13	890	
要介護 3	793		46	4	18		40	10	13	972	
要介護 4	862		46	4	18		40	10	13	1,050	
要介護 5	929		46	4	18		40	10	13	1,125	

※合計/日は、介護職員処遇改善加算 I +介護職員等ベースアップ等支援加算+介護職員等特定処遇改善加算

(総単位合計に対し8.3%+1.6%+2.7%=12.6%加算)が含まれた金額となります。

※所得段階第1~3段階の方は、居住費・食費が減額となります。「介護保険負担限度額認定証」による。

※その他、個別に加算あり(重要事項説明書参照)

●利用者負担額一覧 (30日/月)で算定

① 介護報酬負担分

負担割合	要介護度	介護報酬 一部負担	高額介護サービス費負担上限額		
			15,000	24,600	44,400
			上限額適用後負担額		
1 割負担	要介護1	24,390	15,000	24,390	24,390
	要介護2	26,700	15,000	24,600	26,700
	要介護3	29,160	15,000	24,600	29,160
	要介護4	31,500	15,000	24,600	31,500
	要介護5	33,750	15,000	24,600	33,750

② 居住費・食費負担分

	居住費	食費	居住費・食費計
第4段階	87,900	43,350	131,250
第3段階②	39,300	40,800	80,100
第3段階①	39,300	19,500	58,800
第2段階	24,600	11,700	36,300

2 (3) 割負担	要介護度	介護報酬 一部負担	高額介護サービス費負担上限額
	要介護1	48,780(73,170)	44,400
	要介護2	53,400(80,100)	44,400
	要介護3	58,320(87,480)	44,400
	要介護4	63,000(94,500)	44,400
	要介護5	67,500(101,250)	44,400

1ヶ月の利用者負担は・・・

①+②の額となります。

円

※3割負担者は、所得により上限額が①93,000円②140,100円となる場合があります。

※その他、医療費・理髪料・預り金管理料等が別途負担となります。

(参考)

高額介護サービス費の基準

区分	負担の上限(月額)
一定年収以上の方	①93,000円 ②140,100円(世帯)
世帯内のどなたかが市町民税を課税されている方	44,400円(世帯)
世帯の全員が市町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計額が年間80万円以下の方等(非課税年金収入は含まない)	24,600円(世帯) 15,000円(個人)

所得段階による居住費・食費の負担額

※()内は負担額が月30日・資産要件は夫婦の場合

所得段階	適用要件(以下の他、資産要件あり)	負担額		資産要件
		居住費/日	食費/日	
第4段階	下記以外の方	2,930円 (87,900円/月)	1,445円 (41,760円/月)	—
第3段階②	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が年間120万超の方	1,310円 (39,300円/月)	1,360円 (40,800円/月)	500万円 (1,500万円)
第3段階①	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が年間80万円超120万以下の方	1,310円 (39,300円/月)	650円 (19,500円/月)	550万円 (1,550万円)
第2段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が年間80万円以下の方	820円 (24,600円/月)	390円 (11,700円/月)	650万円 (1,650万円)